

フランス第二帝制下の対日外交政策

—日仏修好通商条約の締結をめぐる—

野村啓介

はじめに

筆者は、第二帝制期フランス外務省による対日外交（とりわけ政策形成や対日接近など）にかかわる諸問題に関心をもつが、その背景には、当該期の日仏外交史に関して、フランス本国の外交制度にあまり関心がはられてこなかったという研究史の事情がある。

まずナポレオン3世の外交政策についていえば、研究者の評価はまちまちであり、「積極的外交」と肯定的に評価されたり、「ナシオナリテ（国民主義）政策 *politique des nationalités*」と特徴づけられる一方で、ルヌヴァンのように外交政策の一貫性のなさや理念的混乱を指摘する研究者もある⁽¹⁾。要するに、ナポレオン3世の外交政策にはつかみどころがないというのが実状であろう。しかし帝制外交における外務省の位置づけとなると、皇帝による外交の道具としてしか存在しなかったという従属的性格のもとに理解される傾向が依然として根強い。すなわち、ナポレオン3世の外交を特徴づけるのは外務省役人に対する不信感と独裁的な傾向であって、帝制外交の成否がひとえに皇帝ひとりに負う、というにわかには信じがたい所説である⁽²⁾。いいかえれば、皇帝独裁の側面は、対内関係においてのみならず、外交の領域においても発揮されていたというわけである。これらの諸研究に共通するのは、帝制外交に関する評価がすぐれて対ヨーロッパ外交との関係においてなされてきたということであり、そうした視点にたつかぎりわれわれはフランス第二帝制の極東政策どころか対アジア外交さえうまく説明できそうにない。したがって対日外交についても、帝制外交の特質を探る目的のために着目されることがないのはいうまでもない。

日仏外交史研究にかぎっていえば、欧米では、シムズが明治維新期に重点をおき、フランスの対日政策を時系列的におっていくスタイルの歴史記述を公表する⁽³⁾。時期をもっとさかのぼると、めばしい業績はメズイーニ、リーマンくらいしかなさそうである⁽⁴⁾。いずれも、その中心的な視点は駐日外交代表の思想と行動、およびその対幕姿勢にある⁽⁵⁾。近年ではコルナイユの意欲的労作があるが、条約締結後の事情については詳しいものの、それ以前の経緯にはあまり言及しない⁽⁶⁾。わが国では、まず大塚武松や石井孝などが、当該期の日仏外交関係について先駆的研究をおこなった⁽⁷⁾。このうち石井は、幕末開国期に欧米列強の対日政策を指導したのがイギリスであるとし、フランス（ないしロッシュ公使）の対日政策を過大評価すべきでないと主張する⁽⁸⁾。

いずれにも共通するのは、本国外務当局の動向への言及が駐日外交代表にかかわるかぎりにおいてなされ、そしてとりわけヨーロッパ列強との関係について、もっぱらイギリスを重視する傾向が一般的だということである。たとえフランスに着目されることがあるとしても、幕末にみられた英仏公使の対立をもって英仏関係が論じられるきらいもある。この延長線上において、日仏修好通商条約が日米・日英両条約のひきうつしにすぎないとする側面が強調されがちになったものと考えられる。たとえば大塚は日米、日英などについては詳細に言及するものの、日仏条約については日米条約に準拠したものと指摘するのみで、日仏外交関係が中心的な分析対象になるこ

とはない⁽⁹⁾。石井は、安政の五カ国条約（＝米・蘭・露・英・仏）のうち日英条約が「もっとも整備されたもの」として、日仏条約の締結プロセスを顧みない⁽¹⁰⁾。彼が英仏対抗の側面を強調すべきでないとする点は筆者と同一ながら、フランスが自由貿易主義の時代にあってイギリスの指導のもとにあったとするからである⁽¹¹⁾。同じように、三谷も日米条約を五カ国条約の雛形としてとらえる点で同一の思考枠組にあるが、日仏条約そのものは考察対象としない⁽¹²⁾。

英米（とくにイギリス）と比較してフランスの対日政策が消極的外観をとることは否めないが、その原因はいくつかあげることができる。そのうちのひとつは、ナポレオン3世の対英協調路線である。じっさいフランス本国から日本駐在の外交代表宛訓令では、イギリスとの共同歩調を優先するようという外相指示がめだつ。また、フランスの動向が後手に回った印象をあたえることも大きい。フランスが日本との国交を樹立したのは、アメリカやイギリスよりやや遅れ、ようやく中国での軍事行動がひと段落したのちのことにはすぎないからである。

たしかに、国力差の関係からイギリスと共同歩調をとらざるをえない面は否定できないが、その一方で、対英協調の濃淡はヨーロッパ情勢の変動に左右されるがゆえに一様のままではありえない。くわえてフランスの動向には、クリミア戦争にともなう対露政策も深くかかわっており、この文脈で日本も戦略的に無視できない位置づけにあったことはまちがいない、ひとえに対英追従とばかりはいえそうにない側面も十分に想定しうる。

ところで、そもそもアジア地域に進出してきた西欧列強にとって、訪れる先はいずれも未知の異文化世界であり、その外交交渉はまさしく異文化との接触の連続であった。そのとき、きわめて現実的な対応をせまられるのは、異文化接触の最前線にたつ外交官である。ここにこそ、筆者が冒頭に記したフランス本国の外交制度に着目する最大の理由がある。さしあたり本稿は、この外交スタッフの問題にとりくむにあたり、外交折衝の局面において相手国と直接的に対峙することになる通訳の問題に注目してみたい。それは必然的に、外交交渉における言語の問題にも直結するであろう。

その際、従来の日仏外交史記述においてイギリスの陰に埋没していたオランダの役割を浮かびあがらせることもめざしたい。ここで筆者がオランダとの外交関係に着目する理由は、第一に、長年にわたる対日関係の実績をもつオランダが情報、ノウハウなどの点で、フランスにとって利用価値のある存在でありえたということである。実際にオランダが西欧列強の対日交渉において一定の役割をはたしていたことは、すでに先行研究において確認されている⁽¹³⁾。第二に、すでにイギリスとの関係については多くの研究があり、筆者が屋上屋を架す必要がないということである。

以上により本稿では、フランス外交の対日接近に焦点をあわせ、その自律的ないし主体的な側面がどのように発揮されたか、あるいはされようとしたかという側面に迫ることによって、列強の対日進出史におけるフランス固有の対外政策を探り、単なるイギリス追従とはいえない側面を照射したい。この意味で本稿は、対欧関係に偏っていた帝制外交の歴史記述を是正することに寄与するための初動捜査の一環として位置づけられる。

なお本稿は、従来の日仏関係史研究が看過したフランス外交当局の動向を中心に帝国政府の対日接近にアプローチするため、条約テキスト、外務省内の検討文書、在外代表の本国宛報告書など、フランス外交史料館所蔵の各種史料を使用する⁽¹⁴⁾。

第1章 第二帝制期までのフランス極東政策と対日進出の経緯

フランスは、コルベール主義の名で知られる重商主義政策の時代から、イギリスと競合しつつ海外進出を強化するとともに、少なからぬ植民地を獲得していき、大革命期までには、インドのほかブルボン島（のちのレユニオン島）をはじめインド洋へと触手をのぼしていった。この海外進出の傾向は、大革命後にもかわることなく継続され、極東地域への接近はもはや時間の問題だった⁽¹⁵⁾。

1840年以前の極東地域は、当地のさまざまな貿易規制によって、ヨーロッパ商業にとってまったくといってよいほど開かれておらず、ましてや欧米諸国との外交関係は皆無だった。中国では、1830年までにイギリス人をはじめヨーロッパ人の商館がマカオを拠点に設立されはしたが、現地での取引は交易独占権をもつ公行の仲介によらねばならなかった。ましてや日本では厳格な「鎖国」体制がしかれ、1825年には異国船打払令がだされるほどだった⁽¹⁶⁾。このような閉鎖状態の突破口は、イギリスの主導によって開かれた。1834年以降、イギリス政府は東インド会社から貿易独占権をうばい、自由貿易方針のもと、清国に対して公行廃止を要求した。その後、1840年に勃発するアヘン戦争をへて南京条約がむすばれ（1842年）、その翌年には虎門寨追加条約および五港通商章程をもくわえて、欧米諸国に対する中国の開国が実現した。さらには、天津条約（1858年）、北京条約（1860年）をへて、清国は天津などの開港を追認し、公使の北京駐在をも認めるにいたった⁽¹⁷⁾。こうして中国は、欧米諸国にとって「商業の黄金郷」⁽¹⁸⁾と称されるようになっていったのである。

この過程において、外相ギゾ（Guizot）は極東地域に商業・軍事拠点をおくにあたり、中国そのものではなく、「中華帝国の近郊」に定めることを明言していた⁽¹⁹⁾。帝制期に入ると、たとえばヴァレフスキ（Walewski）外相が1855年11月の時点で中国の海岸全域に出入りできるようになることを望むとする発言をしたが⁽²⁰⁾、サイゴンやカンボジアへの進出は、こうした帝制当局の願望に合致するといえる。

第二帝制期には、フランスの植民地が三倍に増加したことに示されるとおり（30万km²から100万km²に）、ヨーロッパ外への進出も着実に進められていった。アフリカでは、アルジェリア、セネガル、チュニジアに植民をすすめ、1869年にはスエズ運河を開通させた。布教活動が先行したアジア、オセアニアへの進出については、アヘン戦争でイギリスに敗れた清国と黄埔条約（1844年）をむすび、イギリスと共同でアロー戦争（1856～60年）をへて北京を占領し中国での足場を固めた。また、ヌヴェル・カレドニー占領（1853年）ののち、1858年にカトリック宣教師の保護を名目に清国属領ベトナムに侵入し、翌年サイゴンを占領、1863年にカンボジアを保護領とし、1867年には南ベトナムを保護領化した。

こうしてみると、武力を背景とした国交樹立が基本パターンとして定着していたかにみえるが、しかしそれは宗教的ないし商業的な利害がすでにあって、それを擁護する形での軍事行動であったという面が強い。では日本の場合も同じことがいえるだろうか。たしかに、外観的には上の進出の経緯とだぶってみえてくる面もある。というのも、それまでフランスは、アヘン戦争を主な契機として極東のみならず広くアジア・太平洋地域への進出を強化しており、日本への進出はこうした動向の時系列的延長線上にあるからである。フランスはアジア地域にさらなる軍事的・商業的拠点を獲得するなか、わが国とも1858年10月に修好通商条約（安政の五カ国条約）を締結して外交関係を樹立した。これによりフランス帝国政府が、わが国に常駐の外交代表を派遣することとなったのは周知のとおりである⁽²¹⁾。

それにもかかわらず、皇帝ナポレオン3世が議会での施政方針演説において「日本」の語を口にするのは、ようやく1865年のことにすぎない⁽²²⁾。しかもそこで語られるのは、宗教的利害でも、あるいはまた商業的利害でもなかった。他方において、帝国政府内部、すなわち皇帝と外交当局とのあいだには一定のギャップがあったことになるが、これは外交当局の独走を意味するのだろうか。こうして、対日進出をめぐるフランス帝国政府の意図について新たな疑問がわいてきた。このあたりの事情を明らかにするためにも、当時の外務省文書を丹念に読み解く必要がある。

第2章 帝制外交の基本的動向：皇帝政府と対日接近

第1節 フランス外交と宗教問題

フランスによる対外進出の過程では、すでに先行研究も指摘するように、カトリック教会との協力関係から布教問題が無視できない比重を占めたことが注目される。すでに17世紀末には、カトリック陣営からフランス政府に対し日本への布教を要望するうごきがみられたようであり、そこで重要な役割を演じたのは外国宣教会（*Société des Missions étrangères*）である。同会は1663年に創立されたカトリック系布教団体で、1830年以降はマカオ駐留海軍と協力して布教活動を展開した⁽²³⁾。第二帝制期にはいると、皇帝ナポレオン3世に接近し、直接的に要望を伝えるなどして、遅くとも1855年までにはインドシナ布教の強化にのりだしたとみられる⁽²⁴⁾。

日本には、1840年代にはいるころからフランス船の来航が増えた（1842年の南京条約により上海に租界）。1844年4月（天保15年3月）には仏艦アルクメヌ号（*Alcmène*）が琉球に来航してきたし、2年後（弘化3年）の7月にはセシユ（*Jean-Baptiste Cecille*）ひきいるインドシナ艦隊が長崎に来航し、フランス人がはじめて日本本土を訪れることとなった。こうしたなか、外国宣教会は1854年8月（その年3月に日米親善条約締結）には「今こそ日本開国のとき」だとして日本進出を帝国政府に要望し、ナポレオン3世もまた外国宣教会の活動をささえた。1855年4月には、外国宣教会のジェラルド（*Gérard*）、メルメ・ド・カシヨン（*Mermet de Cachon*）らが那覇に滞在し、日本語を習得した。

この宗教的側面は、軍事介入のきっかけともなりえた。中国のばあい、1856年に中国内地での布教中にシャプドゥレーヌ神父（*Chapdelaine*）が殺害された事件が対中介入の口実にされたし、1866年には徹底的な攘夷政策をすすめる大院君の朝鮮でおこなわれたキリスト教弾圧に対して遠征軍が派遣された（丙寅洋擾）⁽²⁵⁾。

では、対日関係においてはどうかだろうか。1857年5月16日付グロ（*Baron Gros*）宛の外相訓令書には「キリスト教の光と僥倖」を日本に拡大することがフランスの利害に属す、と記される。しかし、そこには鉛筆書きで大きくバツ印がつけられており、250年前の失敗をくりかえさないよう慎重に対日接近を試みるよう現地スタッフに指令が送られたことが目をひく⁽²⁶⁾。この方針は条約締結後も変更されることなく、1859年6月8日付の外相訓令書により、駐日外交代表としてこれから日本に着任しようとするデュシェヌ・ド・ベルクール（*Duchesne de Bellecourt*）に対して「政治的観点での観察者の役割のみ」に徹し、日本の「物質的、精神的、政治的状況」についての情報を本国にもたらずこと、通商以外ではキリスト教布教の問題が重要であるが、あまり多くを求めてはならぬ、との指示がなされた⁽²⁷⁾。

その一方で、カトリック教会を体制の重要な支持基盤とするナポレオン3世が、カトリック布教をある程度重視していたことは、彼による議会での施政方針演説をみれば一目瞭然である。なにしろ彼にとって、中国への進出は「世界の果てにおいて、わが国は文明とキリスト教の進展の

ために、広大な帝国を開国させた」ことを意味したのだから⁽²⁸⁾。したがって、外務当局の対日方針は、日本に対する一定の配慮を示したものとみることができるだろう。このことはまた、政策決定までに外務省内でかなり日本の歴史や事情を研究した形跡を物語るものでもあるといえよう⁽²⁹⁾。

第2節 オランダとの協力関係

ドゥルワン・ド・リュイス (Drouyn de Lhuys) 外相は、アメリカによる対日条約交渉のうごきに関する報に接すると、在中国の外交代表に対してすぐさま日本との条約締結に着手するよう指示をくだし (1854年3月6日付外相書簡)⁽³⁰⁾、クリミア開戦直後にも「通商と友好の関係」を構築するためにできるだけ早期に条約を締結するよう催促した (同年6月8日付外相書簡)⁽³¹⁾。その間、外務省担当部局からの外相宛報告書とみられる文書には、ロシアによる対日接近が失敗したとの旨が報告されており、クリミア戦争中の敵国ロシアの動向を注視する姿勢がみられるが、くわえてここには上の外相訓令が他の列強を横睨みしながらの姿勢であったことが示唆される⁽³²⁾。

ハーグ駐在のフランス外交代表からの報告が目だちはじめるのは、クリミア戦争中の1855年ころからである。その年の3月には、オランダはいうにおよばず米・英・露の対日動向とともに、オランダがそれら列強により日本に対しておこなわれた「すべての交渉について媒介的な役割をはたした」ことが報告された⁽³³⁾。1857年2月には、オランダ王宮でのウィレム3世との会談内容が報告されるが、それは同王が日本との条約交渉に力をいれていること、ならびにナポレオン3世に対して対日交渉にかかわる情報を提供する用意がある旨を表明したという内容である⁽³⁴⁾。これに対するフランス外務省の対応はすばやく、その2週間後には、ナポレオン3世がウィレム3世の意向に「ことのほか感銘をうけ」、日蘭交渉の詳細な記録文書を要望した⁽³⁵⁾。長崎のオランダ商館長クルティウス (Donker Curtius) の署名がはいった、日蘭条約の写しがフランス外務省にもたらされたのはその後まもなくのことであるが⁽³⁶⁾、これはオランダ政府の対日政策についてハーグ駐在公使をつうじた情報収集を急いだ形跡であると考えることができる。このように、フランス政府はオランダから積極的に日本に関する情報収集をおこなっていたのである。

オランダはすでに、1844年7月に日本に対して開国勧告をおこなっていたが、イギリスの存在を意識しつつ東インド貿易の再建を意図して、幕府の拒絶にもかかわらず対日国交樹立にむけて動いていた。ペリーの来航予定が事前に日本側に対して知らされたのもオランダを介してである⁽³⁷⁾。折から日本開国に力をそそいでいたオランダが、他の列強との協力関係を構築するにあたり、英・米やロシアなどよりもフランスを選んだ理由は明らかでないが、もしかすると列強のなかでフランスだけがいまだオランダの助力に頼っていなかったせいかもしれない。じじつ、在仏オランダ公使からのものとみられる1857年3月9日付の外相宛書簡では、英・露・米による条約締結にオランダの役割が大きかったこと、これにはオランダ政府がつとに日本政府に対して開国と列強との通商のメリットを説いてきた経緯が大きかった旨の報告がなされる⁽³⁸⁾。

以上は政府間関係のレベルであるが、外務省文書にはオランダとの関係が民間商人によって形づくられていた形跡もある。それは、長崎のオランダ商館に出入りしていたとみられるデルプラ (Delprat) なるフランス商人が、外務省政治局南欧課長 (sous-directeur du Midi) フォージェール (Armand Faugère) にあてた書簡によって知ることができる⁽³⁹⁾。1854年11月の日付をもつこの書簡は、「…日本人には、ナポレオンの名とその偉大な治世はよく知られています。現在フラ

ンスの頂点にあるこの名は、かならずや彼らの考えに大きな影響力を発揮するはずです…」⁽⁴⁰⁾と述べ、積極的な対日進出を進言する。なお、1857年5月付の大臣宛報告に付随して事務方から送られた対日外交計画メモには、17世紀のイエズス会による布教活動とそれがこうむった迫害をふまえ、日本との条約交渉にあたって宗教問題を強行すべきでないとして前節と同様の意見が上申されているが、この上申者はフォージェルであり、その考えが「オランダ商業の請負人として日本に4年間滞在したフランス人」の助言にしたがうものであるとの記述が残っている⁽⁴¹⁾。上の経緯から、このフランス人とはデルプラのことではないかと考えられるが、だとすればフランス外務省は間接的にはあれオランダ（商館）をつうじて情報を収集し、実践しようとしていたことになる。

第3節 外務省の主導性と皇帝の意向をめぐって

対日外交において、皇帝ナポレオン3世がいかなる関与をみせたかという問題は、従来ほとんど正面から論及されたことがなかったといつてよい。それは史料不足の問題もさることながら、先行研究にみられたように、日本国内の政情への関心という視角からフランス本国の動向をながめる姿勢に起因するのかもしれない。しかし筆者は、以下に述べるとおり、仏外務省史料を読んでいくうちに皇帝の関与についてある程度のことがいえそうだという感触をもつようになった。

長らく外務官僚として本省に勤務したデブレは、1855年から66年まで政治局欧州課長、ついで70年まで政治局長を歴任するなか、省内事情に関するメモワールを残している。彼は、外務省に皇帝から直接的に指示がくださったことはなく、「最大限の自由裁量」が保証されていたと証言する⁽⁴²⁾。とはいうものの、外交政策のすべてが外務官僚によってとりしきられたとも考えにくい。そこで、第二帝制期の外務省に関する本格的な研究を公表した外交史家ブリュレの分析を参照すれば、とりわけ帝制前半期において外交の決定事項は皇帝と大臣個人とのあいだでもたれた個別会合において合意される傾向にあったが、このことがデブレの証言するような状況と矛盾するわけではなく、皇帝の間接的な関与を否定することはできないとされる⁽⁴³⁾。筆者は、ただちにこれを対日政策について一般化するものではないけれども、これを覆すに十分な史料の根拠がない現在、ブリュレの見解に基本的には同意する。すなわち、筆者は少なくとも対日外交は、皇帝と外務当局の合作ではないかと考えている。

じじつ外務省内での政策立案は、ナポレオン3世のあたえた大枠の方向性にそってすすめられたとみられる。たとえばクリミア開戦直後には、「通商と友好の關係」を構築すべく、できるかぎり早期に条約締結を実現するよう指示がくださったが、この背景にはナポレオン3世の意向が作用していた気配が感じられる⁽⁴⁴⁾。1857年2月段階でオランダの対日外交にかかわるナポレオン3世の関心にもみられたが（既述）、その直後にはたとえば外相からグロ全権にあてられた指示書により、皇帝の意図が「まったき友好的な性格にもとづく」しかたで対日条約交渉をすすめることであるがゆえに、軍事力の不使用を前提として「好意的・平和的開国の印象」のみを示すよう指示された⁽⁴⁵⁾。さらに1858年3月には、贈物選定に際して「まずもって友好的な性格」を示すべきとの結論が省内で固まったもようである⁽⁴⁶⁾。これらの文書は、ナポレオン3世からあらかじめ大枠での指示があったことを十分に示しており、外相訓令はこの線に沿ったものとみられる。

こうした対日外交の底流には、フランス外交当局に特徴的な、ある一定の願望が大きく作用していたようである。それは、米露の動向を意識しつつ、他の欧米列強に遅れをとってはならない

とする、フランスの「威信」を重視する態度である。日米条約締結の直後に発せられた外相訓令では、日米条約を上回る内容を獲得すべきことが指示され⁽⁴⁷⁾、他方で他国に遅れをとってはならないことが力説された⁽⁴⁸⁾。ルエル（Rouher）商務大臣から外務大臣への書簡では、1844年以來フランスが対日通商の可能性を探ってきたとの前提をふまえ、「フランスはその国旗をはためかせる最初の列強のひとつであるべき」であるとされ、外務省と同様に対日接近が不可欠であることを強調する⁽⁴⁹⁾。これは、既出のブリュレにより指摘されるフランスの「威信」追求という強い願望の存在と一致する。この外交当局にみる「威信」を追求する態度そのものは、ウィーン体制打破を目ざしたナポレオン3世の思想とけっして矛盾するわけではなく、ここに外務当局との共通の基盤ができあがっていたと考えることに不都合はない⁽⁵⁰⁾。さきほど「合作」と表現したのは、このような意味においてである。したがって、ナポレオン3世によって方向づけられ外務省によって具体的な形をあたえられた外交政策の核は、通商当局の願望ともかさなりあいながら、ひとつの対日外交政策へと形をととのえていったとみることができるであろう。

第3章 日本との条約交渉

第1節 条約交渉の争点

1858年9月6日に上海を出帆したグロ男爵を全権外交代表とするフランス外交使節一行は、同月13日に下田に到着し、そののち江戸に移動して幕府側との交渉を開始する。交渉は、9月27日から10月2日まで断続的におこなわれ、同月9日に調印の運びとなった⁽⁵¹⁾。

締結された条約は全22条にわたることになったが、条項によっては交渉が難航した。メッジーニによれば、多少なりとも交渉が難航した条項は信仰自由（第4条）、開港地における商品売買自由（第8条）および関税に関する貿易章程であったとされるが、交渉議事録をみると、それ以外に言語問題（第22条）にもかなりの時間がさかれたことがわかる⁽⁵²⁾。いずれにせよ、これらの事実は、日仏条約が日本と英米の条約をそのままひき写しただけとはいえない側面を物語るものと考えられ、「はじめに」において指摘した先行研究に対する反論ともなる。

そこで、交渉が難航した条項について、日本側の拒絶姿勢にもかかわらずフランス側がどのような要求を貫徹しようとしていたのかを探ってみよう。

まず宗教の問題については、フランス人の墓地をもうける場所についての交渉をのぞき、わりと穏便に話しあいがすすんだ印象をうける。ただし、日米条約でもりこまれ、日英条約では除外された「忌まわしい慣習」であるところの踏絵の廃止については、フランス側のこだわるところとなった。すなわち、日本側が無用としたにもかかわらず、グロ全権はそれを確認事項として日仏条約にもりこむべきと主張し、条項化に成功した⁽⁵³⁾。

次に関税問題については、本国経済のありかたが列強間で異なる以上、当然のことながら英米などと同一というわけにはいかなかった。日米条約のばあい、特定品目をのぞいて日本への輸入関税が20%、輸出関税が5%とされたのに対して、日英条約は綿・羊毛製品の日本輸入については5%とした（いずれも従価税）。いいかえれば、前者が日本からの商品購入を重視したのに対して、後者は当該商品の日本への輸出を重視したのである⁽⁵⁴⁾。グロ全権は、おおむね米英条約と同様の関税率をうけいれたが、酒類に関しては譲歩しようとしなかった。それは米英条約において35%に設定されていたのだが、グロ全権はその関税率を「禁止的」だとして論難し、20%への引下げを要求したのである。日本人にフランス産ワインをもっと味わってほしいとするグロの主張も空しく、すでに国内産酒類のみでこと足れりとする日本側に拒絶された⁽⁵⁵⁾。

最後に、言語の問題は10月1日の交渉で議題となり、グロ全権側から条約正文をフランス語とする旨の提案がなされたが、その日のうちに解決にいたることはできなかった。グロとしても、この問題はフランスに有利に運びたかったにちがいない。というのも、すでに本国から、条約の疑義についてはフランス語で確認する旨の規定を盛りこむようにという明確な指示をうけていたからである⁽⁵⁶⁾。しかし翌日、あらためてこの問題が討議され、グロ全権がオランダ語を条約正文にくわえることを日本側に伝えた。フランス側の譲歩である。グロ自身、「外交の記録上おそらく目新しい、奇妙な措置」だったと本国外務省に報告したほどフランス外交にとって例外的な事態であったが、日本側にフランス語人材が不在であるという現状に鑑み、次善の策としてオランダ語ならばフランス側としても対応可能であるという判断があったことは確実である。それは、前章で言及したオランダとの協力関係を前提とする態度であったものと考えてもさしつかえないとさえいえるかもしれない。

結果的に、使用言語に関する規定は条約第22条として成文化され、幕府側の意向を反映してオランダ語が両者の媒介的言語に位置づけられ、条約正文は仏蘭和の3カ国語で作成されることになった。そして、10月2日の会談において日本側がオランダ語版4通、和版2通を用意し、フランス側がフランス語版4通、和版2通を用意することに決し、調印の運びとなったのである⁽⁵⁷⁾。

第2節 修好通商条約と通訳問題

以上の経緯から十分に推測されるとおり、フランス外交団には、最初から両国間の交渉に通訳問題が大きな壁としてたちはだかっていたことが明らかである。来航直後のグロ全権には、下田において当時アメリカ領事館の通訳官をつとめていたオランダ人ヒュースケン (Henry C. J. Heusken) と接触した形跡がある⁽⁵⁸⁾。しかし、結局のところ幕府との条約交渉には日本語通訳としてメルメ・ド・カション神父のみを同行することになった⁽⁵⁹⁾。こうして、フランス側は仏語・日本語の通訳者が、幕府側は日本語・オランダ語の通訳者として、フランス側の記録にしたがえばモリアマ・ヤノスキ (Moriama Yanoski) が参加することになった。この人物は、他の西欧列強との条約交渉に活躍していたオランダ語通詞の森山栄之助 (多吉郎) のことである⁽⁶⁰⁾。

もちろん、このような通訳体制がフランス側にとって不十分だったことは想像にかたくない。じじつグロ全権は、条約調印の翌日、オランダ語通訳を用意できなかったことが交渉の障害になったとの報告を本国外相宛にしている。このグロ全権の指摘は間接的にはあるが、外交交渉におけるメルメ・ド・カション神父の通訳能力の限界を示唆しており、そうであるがゆえにフランス外交代表団は「森山の良心に頼らざるをえなかった」のである⁽⁶¹⁾。したがってグロ全権は、仏語版と蘭語版による両条約テキストが同一の内容であるかどうか確信をもてなかったため、中国に帰任する途中で長崎にたちより、オランダ商館長クルティウスに両テキストの点検・照合を依頼せざるをえなかった⁽⁶²⁾。

ここで、以上の経緯にみられるオランダとの協力関係にかかわる側面を指摘しておこう。グロ全権は、江戸を発つ前の時点でクルティウスのもとにおもむく旨をごく自然のこととして外相に報告したが、これは本国政府が日蘭条約テキストをオランダ側から入手したという先述の指摘とあわせて考慮すれば、仏蘭間にはそうした依存関係についての事前合意があったものと考えらることに不都合はない。

とはいえ、日仏語間の通訳の存否がフランス独自の外交活動に対する制約要因ともなりうるこ

とは自明である。日本でのフランス語研究は、せいぜい19世紀初頭にしか開始されなかったという。しかしフランス語人材の育成は順調にはいかなかったようで、1846年にフランス軍艦が長崎に寄港したとき、日本側にわたされたフランス語書簡はオランダ商館を介してオランダ語に翻訳されてから幕府側に示された。事情は、1855年5月のフランス軍艦来航の際も同様であった⁽⁶³⁾。幕府側には、オランダとの通商関係が従来から存在したために、オランダ語通訳の人材が多かったから、こうした経緯はよく理解できる。通訳養成所として幕府には洋学所があり、これが1857年に蕃書調所と改称されるのだが、フランス語科が新設されたのは1861年7月、つまり初代のフランス駐日外交代表デュシェヌ・ド・ベルクール着任直後のことにすぎなかった。フランスはといえば、駐日外交代表からの再三の要望にもかかわらず、とうとう仏和通訳の派遣は実現しなかった⁽⁶⁴⁾。したがってフランスの対日外交は、異文化接触の最前線にたつべき外交官のコミュニケーション手段に難をかかえたまま明治維新をむかえることになるのである。

おわりに

西洋列強との条約関係をめぐって、日本国内に未曾有の混乱が招来されたことは周知の事実である。それまで国交を絶ててきた国々との関係樹立は、異文化との接触・交流を意味するが、それはフランスにとっても同じことだった。直接対峙しての関係構築にあたっては、当然ながら日本に関する予備的研究が不可欠であるが、仏外務省内の文書を読むと、それはそれなりになされていた印象をもつ。その反面、異文化を理解しようとする態勢の構築は、他の列強に対するフランスの「威信」がさかんに強調されるものの、日仏条約交渉における言語問題によく表現されるとおり、けっして十分とはいえなかった。

言語問題をはじめ外交交渉の具体相をめぐる検討をさらに深めるためには、本論にみてきたプロセスをへて完成した日仏修好通商条約のテキストについて、仏・蘭・和語版を比較検討する作業が不可欠であるが、ここでは若干の留意点を指摘するのみにとどめて今後の課題を提示したい。まず、条約の趣旨にあたる前文では、条約締結主体について、仏語正文が徳川将軍をさす用語として「Empereur du Japon」、すなわち「日本皇帝」の呼称をもちいるのに対して、蘭語正文は「日本大君 Taikoen van Japan」、日本語正文は「(日本) 大君」となっている。また、フランスが参考にしたとされる日英条約でも同様に「Tycoon of Japan」と訳されている。つまりここにはフランス独自の解釈があらわれているわけであるが、条約交渉の議事録を参照しても、この件で議論があったようすはなく、フランス側が国内（とりわけ外務省内）での従来の呼称慣習を踏襲したものであろうと推測するしかない。なぜなら、条約締結前のフランス外務省の文書において、将軍はつねに「日本皇帝」と呼称されつづけていたからである。しかしそれにしても、なぜフランスだけが独自の表現にこだわりつづけたのかという謎は残る⁽⁶⁵⁾。

この理由のひとつとしては、やはり通訳体制の不備も無視できないのではないかとみられる。本国外務省が自前の通訳官を用意できず、既述の外国宣教会士に依存するのみならず、オランダ人を駐日公使館員として採用し、あるいは1866年からは幕臣・塩田三郎に依存せざるをえなかったという事実を軽視してよいとは思われない⁽⁶⁶⁾。本論にみたクルティウスを頼らざるをえなかったエピソードも、この文脈のなかでようやく理解しうる。もちろん日本の政情に関する外交官の理解力、分析能力とも無縁ではないが、それに先だって通訳という異文化接触のまさに接点に位置する人材をいかに調達するかという問題が、条約テキストにも反映したであろうことは想像にかたくない。いずれにせよフランスのおかれた状況は、イギリスが英和通訳を用意できたことと

対照的であり、明治維新が近づくにつれ英仏の態度に距離ができあがってくることを暗示するかのようである。

言語問題とかかわってみえてきた現実的な問題として、フランス外交がカトリック聖職者（外国宣教会）に依存することを余儀なくされたことにも留意しておかねばならないだろう。幕末の駐日外交代表は、実際にいずれもそうした人材に依存していたのであった（ジェラルド神父、メルメ・ド・カション神父）。第二帝制下のフランスは、リソルジメントを後押しする方向でカトリック国オーストリアとの戦争に突入するが、このイタリア戦争による体制の左傾化、および帝制の支持基盤からの教会守旧派（ultramontains）の離脱は、ナポレオン3世とカトリック教会のあいだに存した従来の提携関係を微妙なものにした。またこの提携関係が、ナポレオン3世のナショナリテ政策に対する制約要因となりうる側面でもあったことはいうまでもない。駐日外交代表が赴任直後から悪戦苦闘していた時期は、こうした本国の直面するカトリック支持の減退局面と対応する。

こうして、通訳体制をめぐる問題は、イタリア問題、カトリック教会との関係などといった、フランス本国政府の対ヨーロッパ外交の難局という背景をふまえて分析するという課題につながる。そこには同時に、フランス外交代表のスタッフ力ともいうべき、外交官集団、とりわけ在外外交代表の人材問題という課題も横たわっている。なぜなら、フランス本国政府がいかなる人材をどのように配置したかという問題には、異文化に対するスタンスがよく反映されると考えられるからである。ロッシェとイギリス外交代表パークスのあいだにみられた対幕スタンスの相違にもまた、こうした人材の問題が少なからず影響したように思えてならない。

付記

本稿は、平成25～27年度科学研究費補助金・基盤研究（B）「異文化交流と近代外交の変容－旧外交から新外交へ－」（課題番号25285055 研究代表者：桑名映子）による研究成果の一部である。

註

- (1) Pierre de la Gorce, *Napoléon III et sa politique*, Paris, 1933; Pierre Renouvin, *La question d'Extrême-Orient 1840-1940*, Paris, 1946. なお、フランス第二帝制の外交史専門家エチャードは、ナポレオン3世の外交戦略を「同盟政策 Alliance Policy」と「大国会議の理念 Congress Idea」とによって性格づけ、新しい解釈の確立を試みた。彼によれば、ナポレオン3世の外交は、ヨーロッパ内のフランス・ヘゲモニー確立、ナショナリズム、ヨーロッパ諸国の協調、という三つの支柱をもつ。William E. Echard, *Napoleon III and the Concert of Europe*, Baton rouge and London, 1983, pp.177-192. このようなエチャードの見解は、ナポレオン3世の外交政策（とりわけ極東政策）について、まだ再検討の余地があることを教えてくれる。もっともナショナリテ政策という側面は、ウィーン体制の変革をめざしたナポレオン3世にとってあくまでヨーロッパの範囲内にかぎられており、一歩ヨーロッパをふみだせば、ナショナリテ政策らしき痕跡をみつけることはむずかしい。1857年にナポレオン3世自身が、ビスマルクに対して地中海を「フランスの湖」にしたいとする意図を口にしたことは、そのことをよく反映している。Jean-Claude Yon, *Le Second Empire: politique, société, culture*, Paris, 2004, p.87.
- (2) Thierry Lentz, *Napoléon III*, Paris, 1995, pp.75-79.
- (3) Richard Sims, *French Policy Towards the Bakufu and Meiji Japan, 1854-95*, Japan Library, 1998.
- (4) Meron Medzini, *French Policy in Japan during the Closing Years of the Tokugawa Regime*, Harvard Univ. Press, 1971
しかなく、論文はせいぜい Jean-Pierre Lehmann, Léon Roches - Diplomat Extraordinary in the Bakumatsu Era: An

- Assessment of His Personality and Policy, *Modern Asian Studies*, 14-2, 1980, pp.273-307. 欧米で出版された概説書としては、Edwin O. Reischauer, *Histoire du Japon et des Japonais*, 2 vol., traduit par Richard Dubreuil, Paris, 1997, t.1 (des origines à 1945) が有名である。
- (5) ロッシュの対日政策をめぐっては、彼が本国政府の意向を忠実にはたした外交官だったのか、それとも「個人的政策 *politique personnelle*」と性格づけられるような、自己の利害追求を優先する政策をとっていたのかという問題が追究されてきた。まずリーマン、シムズは、ロッシュの「個人的政策」説を支持し、フランス本国が日本を植民地化しようとする意図をもたなかったと論ずる。Lehmann, art. cit.; Sims, *op. cit.*, p.65. 他方メズイーニは、「彼の祖国が東方において文明化の使命をはたすべきとする 19 世紀半ばの『古典的』な帝国政策を体現」すると表現し、絹織工業との利害関係とそれにもとづく日仏貿易の推進という側面が強調される。この側面においてこそ、経済利害よりも幕府親仏派との緊密な関係を重視するリーマンとの相違が鮮明になる。Medzini, *op. cit.*, ch. 8. この方向にある研究として、他にノーマンをあげることができる。E.H. Norman, *Japan's Emergence as a Modern State*, New York, 1940.
- (6) Alain Henri Félicien Cornaille, *Le premier traité franco-japonais: son application au vu des dépêches de Duchesne de Bellecourt*, Bibliothèque Japonaise, Paris, Publications orientalistes de France, 1994 [矢田部厚彦 (訳) 『幕末のフランス外交官: 初代駐日公使バルクール』 ミネルヴァ書房 (2008 年)].
- (7) 大塚武松「佛国公使レオン・ロッシュの政策及び行動」『幕末外交史の研究』宝文館 (新訂増補版 1967 年)、247～298 頁。
- (8) 石井孝『明治維新の国際的環境』吉川弘文館 (1966 年)、55 頁。それ以外では、少しさかのぼって 1957 年にねずまさしが 1864 年の「パリ協約」をめぐるとの日仏折衝を分析した。ねずまさし「1864 年のパリ協約をめぐるとのフランス第二帝制と徳川幕府の交渉」『歴史学研究』第 210 号 (1957 年 8 月)、21～32 頁。その他、経済史的関心のもと、柴田三千雄・朝子は、パリの国立文書館に寄託されるソシエテ・ジェネラルの内部資料 (公開されるのはごく一部に限定される) をもちいて、「フランス輸出入会社」の設立をめぐるとの経済的事情を分析する視角から日仏関係を探る。柴田三千雄・朝子「幕末におけるフランスの対日政策 - 『フランス輸出入会社』の設立計画をめぐって - 」『史学雑誌』第 76 編第 8 号 (1967 年 8 月)、46～71 頁。これらの成果を十分に吸収した権上康男は、フランスと極東の関係をよりグローバルな観点から考察するなかで、フランスの対日政策にみる消極性ないし挫折の経済的背景を探る。彼によれば、ロッシュ在任期におけるフランスの積極的な対日政策は、イギリスによる極東の原料独占に対するフランスの「挑戦」を意味する。1864 年 5 月に設立されたパリの株式銀行であるソシエテ・ジェネラルは、極東においてイギリスによる原料独占を打破することを目標とし、ロッシュの積極的な対日政策の軸にあったという。権上は、この銀行が関与した輸出入会社の設立が失敗した理由を、本国政府の対日政策軌道修正、そしてとりわけ極東における市場環境の変化に求める。権上康男「フランス資本主義と日本開港」『世界市場と幕末開港』東京大学出版会 (1982 年)、145～172 頁。メズイーニも強調するように、ロッシュの出身地であるグルノーブルは絹工業地域にあり、その利害関係者には彼自身の知人もいたし、じつと彼の在任期間に生糸を中心とする対仏原料輸出が急増した。そのかぎりにおいて、ロッシュは絹工業とのかかわりで重視されることとなる。M. Medzini, *op. cit.*, p.72. わが国では、その後、フランス外交にかかわる本格的な歴史研究はなかった。そのようななか、ようやく刊行されたのが次の一般読者むけの書籍である。鳴岩宗三『幕末日本とフランス外交: レオン・ロッシュの選択』創元社 (1997 年); 矢田部厚彦『敗北の外交官 ロッシュ: イスラーム世界と幕末江戸をめぐるとの夢』白水社 (2014 年)。
- (9) 大塚 (1967)、22 頁。
- (10) 石井 (1966)、17～19 頁。
- (11) 石井 (1966)、第 6 章「仏国公使 ロッシュの幕府援助政策」、27、613～718 頁。
- (12) 三谷博『ペリー来航』吉川弘文館 (2003 年)、261～263 頁。
- (13) 石田千尋『日蘭貿易の史的的研究』吉川弘文館 (2004 年); 同『日蘭貿易の構造と展開』吉川弘文館 (2009 年); 西澤美穂子『和親条約と日蘭関係』吉川弘文館 (2013 年) などを参照。
- (14) フランス外務省関係の史料は、ナントとラ・クルヌーヴ (La Courneuve) に分散しているが、筆者が利用したのは 2009 年にパリ郊外に新設され、19 世紀の外交関係史料を所蔵するラ・クルヌーヴ館である。以下、史料引用の際には外交史料館 (Archives diplomatiques) の頭文字により“AD”と略記する。筆者は日本に少しでもかかわりそうな史料群を網羅的に参照すべく収集をすすめたが、日仏外交史研究において今までに利用されたことのある史料でも、先行研究の関心のありかたに応じて注目されることのない史料が多量に残されている。

そうした史料も、筆者の関心に照らして丹念な再読をすすめている最中である。

- (15) フランスの極東進出については、以下の諸研究を参照。Renouvin, *op. cit.*; Id. (dir.), *Histoire des relations internationales*, 3 vol., Paris, 1994, t.2 : 1789-1871 (1^{re} éd., 1954) ; Charles Pouthas, *Démocraties et capitalisme (1848-1860)*, Paris, 1948, ch.V (L'Asie au contact des Européens) et ch.VI (Nouvelles conceptions coloniales et nouveaux établissements), pp.304-357; René Rémond, *Introduction à l'histoire de notre temps*, 3 vol., Paris, 1974, t.2, ch.X (Les relations entre l'Europe et le monde), pp.208-248; Patrick Villier (dir.), *Les Européens et la mer: De la découverte à la colonisation (1455-1860)*, Paris, 1997, ch.IX (vers une nouvelle colonisation), pp.213-241. 経済史、商業史関連では、Henry Weber, *La Compagnie des Indes (1604-1875)*, Paris, 1904; E. Levasseur, *Histoire du commerce de la France*, Paris, 1912.
- (16) Renouvin, *La question (op. cit.)*, pp.9-13.
- (17) *Ibid.*, pp.25-29, 41-44. 南京条約の結果、イギリスに香港島が割譲され、従来の広東にくわえ、上海・寧波・福州・廈門の5港が開港場とされ、公行廃止、賠償金支払いなどが定められた。
- (18) *Ibid.*, p.4.
- (19) *Ibid.*, p.30. 南京条約と同様の条約は、1844年にアメリカ(望厦条約)とフランス(黄埔条約)とも締結された。キリスト教布教の自由は、1844年12月28日にカトリックについて、1846年にはプロテスタントについて、清国皇帝により公認された。
- (20) *Ibid.*, pp.37-38.
- (21) まず、1859年2月2日(安政5年12月30日)に総領事に任命されたデュシェヌ・ド・ベルクール(Gustave Duchesne de Bellecourt)は、1860年3月3日(万延元年2月11日)に代理公使兼総領事に、ついで1861年6月4日(文久元年4月26日)に全権公使兼総領事に任命された。ベルクルールの後任として赴任してきたのはロッシュ(Léon Roches)で、1863年10月7日(文久3年8月25日)に代理公使兼総領事に任命され、1868年(おそらく離任直前)には全権公使兼総領事に任命された。ロッシュは、後任のウトレ(Maxime Outrey)が全権公使(1868年2月18日任命)として赴任してくるまでその職にとどまった。なお欧米諸国の外交使節ないし領事の制度や、駐日外交官については、川崎晴朗『幕末の駐日外交官・領事官』雄松堂出版(1988年)に詳しい。
- (22) « Au Japon, notre marine, unie à celle de l'Angleterre, de la Hollande et des États-Unis, a donné une nouvelle preuve de ce qu'elle peut et de ce qu'elle sait faire. Ainsi, toutes nos expéditions touchent à leur fin:....., nous pourrions avec fierté inscrire sur un nouvel arc de triomphe ces mots: A LA GLOIRE DES ARMÉES FRANÇAISES, POUR LES VICTOIRES REMPORTÉES EN EUROPE, EN ASIE, EN AFRIQUE ET EN AMÉRIQUE » (下線部「日本において、わが海軍は英・蘭・米の海軍と共同で、その可能性をあらたに示した」): Discours de l'Empereur à l'ouverture de la session législative, Palais du Louvre, le 15 février 1865, *La politique impériale exposée par les discours et proclamations de l'Empereur Napoléon III depuis le 10 décembre 1848 jusqu'en juillet 1865*, Paris, Plon, 1865, pp.423-430.
- (23) Medzini, *op. cit.*, pp.1-6. 以下、とくに断らないかぎり外国宣教会についてはメッズイーニを参照。
- (24) Georges Taboulet, Les origines immédiates de l'intervention de la France en Indochine (1857-1858), *Revue d'histoire des colonies*, 41 (144-145) (1954), pp.279-302.
- (25) この丙寅洋擾(병인양요)において、フランス軍は現地略奪をもとめないながら一進一退をつづけたが、結局は敗走して幕を閉じた。『朝鮮の歴史』朝鮮史研究会(三省堂、新版1995年)、206～207頁; イ・ウンソク、ファン・ピョンソク『韓国歴史用語辞典』[한국역사용어사전: 三橋広夫、三橋尚子(訳)、明石書店(2011年)、「丙寅洋擾」の項]; 병인양요: <https://ko.wikipedia.org/wiki/%EB%B3%91%EC%9D%B8%EC%96%91%EC%9A%94> (2015年8月15日閲覧)
- (26) AD, 59CP1: Lettre du ministre des affaires étrangères, le 16 mai 1857, projet d'introduction pour le Japon.
- (27) AD, 59CP1: Lettre du ministre des affaires étrangères à Duchesne de Bellecourt.
- (28) Discours de l'Empereur à l'ouverture de la session législative, Palais des Tuileries, le 8 février 1859, *La politique impériale (op. cit.)*, p.291. なお、帝制とカトリック教会の関係をも考慮した対日外交の分析は、別途検討する余地がある。
- (29) 1862年ころからは、商務省や宮内省の関与も観察され、他方で日本が「アジアのフランス」(1862年4月=文久使節の2ヶ月後)であるとする省内世論もみられるようになる。通商利害の見地から、日本の国内政情に対する懸念が強くなるのもこのころからである。本国政府が武力行使に反対する大きな理由のひとつは、ここにあったと考えられる。1863年7月時点で、大臣官房作成の外相用メモによれば、省内で大きな関心を占めて

- いたのは、(1) フランスの影響力を極東地域において増大させること、(2) 日本の生糸を直接輸入する態勢を早急にととのえるべきこと、であった。AD, 27MD/1: *Mémoire relatif au rétablissement de la religion chrétienne au Japon* (vers avril 1862); 13QO4: *Note pour le ministre, le 22 juillet 1863.*
- (30) *Lettre du ministre des affaires étrangères à M. de Bourboulon, ministre de France en Chine, le 6 mars 1854*, in: Henri Cordier, *Le premier traité de la France avec le Japon* (Yedo, 9 octobre 1858), *T'oung Pao*, 1912, (pp.205-290), p.218. なお、このコルディエは本国外相と在中国外交代表の往復書簡をはじめ、日仏外交に関連して交換された書簡がそのまま多く再録される史料集としての価値をもつ。
- (31) *Ibid.*, pp. 218-228.
- (32) AD, 59CP1: *Rapport au ministre des affaires étrangères, le 30 mai 1854.*
- (33) AD, 54CP656: *La Haye, le 2 mars 1855.*
- (34) AD, 54CP658: *La Haye, le 4 février 1857.*
- (35) AD, 54CP658: *Paris, le 17 février 1857.*
- (36) AD, 59CP1: *Lettre au ministre des affaires étrangères, le 9 mars 1857.*
- (37) 東アジアにおけるオランダの動向については、註 13、15 のほか、横山伊徳『開国前夜の世界』吉川弘文館(2013年)を参照。
- (38) AD, 59CP1: *Lettre au ministre des affaires étrangères, le 9 mars 1857; 27MD/1: Extrait de la 2e annexe à la lettre du Ministre des Pays-Bas à Paris du 9 mars 1857; Memorandum. 4e annexe à la lettre du Ministre des Pays-Bas au département le 9 mars 1857.* こうしてえられた情報は、イギリスとの協調行動に生かされた。ドゥルワン・ド・リュイス外相は、グロ全権に対して参照すべき資料として日本と米・英・蘭のあいだに締結された条約テキストの写しを同封し、イギリス外交代表エルギンと行動をともにし完全に歩調をあわせよとの指示をさしむけた。59CP1: *Lettre du ministre des affaires étrangères, le 16 mai 1857, projet d'introduction pour le Japon.*
- (39) フォジュールは、1852年から66年まで南欧課長をつとめた。途中、南欧課は組織改編により、1853年から54年までアメリカ課と統合され、1855年から70年までは東方課(Orient)と統合された。Yves Bruley, *Le Quai d'Orsay impérial : histoire du Ministère des Affaires étrangères sous Napoléon III*, Paris, 2012, p.455.
- (40) AD, 27MD/1: *Extrait d'un mémoire qui m'a été communiqué pour un Français qui a été adjudicataire du commerce hollandais au Japon (signé par Faugère) .*
- (41) AD, 27MD/1: *Note sur la liberté pour les missionnaires et le culte chrétien dans le Japon, mai 1857.*
- (42) AD, 061PAAP21: *Desprez, manuscrit autographe 1870-1873.* 私文書をおさめた外務省職員一件書類(分類記号PAAP)では、分類061PAAPの請求番号19から22までの文書が1852年から1879年までのメモワールにあたる。
- (43) Bruley, *op. cit.*, pp. 447-449.
- (44) *Lettre du ministre des affaires étrangères à M. de Bourboulon, ministre de France en Chine, le 8 juin 1854*, in: Cordier, art. cit., pp.224-225.
- (45) AD, 59CP1: *Lettre du ministre des affaires étrangères, le 16 mai 1857, projet d'introduction pour le Japon.*
- (46) AD, 59CP1: *Présents.*
- (47) *Lettre du ministre des affaires étrangères à M. de Bourboulon, ministre de France en Chine, le 8 juin 1854*, in: Cordier, art. cit., pp.224-225.
- (48) AD, 59CP1: *Lettre du ministre des affaires étrangères, le 16 mai 1857, projet d'introduction pour le Japon.*
- (49) AD, 59CP1: *Lettre du ministre du commerce au ministre des affaires étrangères, le 21 octobre 1857.*
- (50) ナポレオン3世の思想については、野村啓介『フランス第二帝制の構造』九州大学出版会(2002年)、第1章(皇帝民主制)のとりわけ38～42頁。
- (51) グロ全権から仏本国外務省に交渉記録が報告された。交渉記録の書記係をつとめたのは、グロに同行していたモージュ伯爵(Marquise de Moges)である。以後、とくに断らないかぎり日仏間の交渉についてはこの議事録を参照する。Cordier, art. cit., pp.249-268. 註30も参照のこと。
- (52) Medzini, *op. cit.*, pp.17-18.
- (53) *Procès-verbal de la troisième séance des conférences tenues à Yedo, le 29 septembre 1858*, in: Cordier, art. cit., p.259.
- (54) 三谷(2003)、261～262頁。
- (55) *Procès-verbal de la 4e séance des conférences tenues à Yedo, le 1 octobre 1858*, in: Cordier, art. cit., pp.262-264.
- (56) AD, 59CP1: *Lettre du ministre des affaires étrangères, le 16 mai 1857, projet d'introduction pour le Japon.*

- (57) フランス側に渡す条文の和訳は、日本側の主張にそって「添え字付きの通俗語 en langue vulgaire avec des intercalation」とすることも決められた。しかし現在、日本側に残されたはずの条約原本は火災で焼失してしまったうえ、フランス側に渡ったはずの条約原本も今のところみつかっておらず参照できていないため、「添え字付きの通俗語」が意味するところは不明なままであり、今後の課題とせざるをえない。
- (58) 宮永孝『日本史のなかのフランス語：幕末明治の日仏文化交流』白水社（1998年）、53頁。
- (59) Procès-verbal de la 1ère séance des conférences tenues à Yédo, le 27 septembre 1858, in: Cordier, art. cit., p.249.
- (60) 森山は、日米和親条約から列強との条約交渉に通訳として同席し、列強側代表からもその語学力を買われていたという。江越弘『幕末の外交官 森山栄之助』弦書房（2008年）；木村直『「通訳」たちの幕末維新』吉川弘文館（2012年）、4～5、132頁；西澤（2013）、28～47頁。
- (61) Lettre du Boron Gros au Comte Walewski, le 10 octobre 1858, in: Cordier, art. cit., p.269.
- (62) Lettre du Boron Gros au Comte Walewski, le 5 novembre 1858, in: Cordier, art. cit., p.277.
- (63) 宮永（1998）、19, 41～47頁。唐通詞の活躍については、木村（2012）、36～39、118～119頁。
- (64) ロッシュ着任後は、日本人のなかにフランス語人材を養成しようとする動きがフランス側からでる。1865年4月に横浜フランス語伝習所が開設されたのがそれで、ロッシュはフランス本国に、教師と教材を送るよう要望した。
- (65) 条約締結後の他の外交文書と比較してみると、かろうじて条約批准のころまでは「Empereur 皇帝」の表記がフランス語正文に生きのこるが、はやくも1862年10月の時点から、「皇帝」称号使用を中止（あるいは抑制）されるとともに、「大君」称号が使用されはじめ、「エドの陛下」という苦し紛れともいえる表現さえみられる〔ただし、1864年6月の幕仏約定についてはいぜん検討の余地があり、最終判断はひかえるが、交渉議事録では「タイクン」表記で統一されていることは指摘しておきたい。敬称としては「陛下 S.M.」を冠しはするものの、国際的には通用しない「大君」という称号に変更した理由は、表にあげた当該文書を読んでみても不明なままである。一般に、国家間関係を規定する文書への記述は厳格をきわめる性格のものであって、なんらかの気まぐれや表記ミスのためは考えにくい。フランス側の対日認識、とりわけ国制観について分析を深める必要がある。詳細は別稿に期したい。
- (66) こうした通訳体制の不備は、フランス外交史料館 59CP1 から 59CP15 にいたる駐日外交代表の外相宛報告書で折に触れて指摘される。